

Coincheck NFT 利用規約

本利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、コインチェック株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「Coincheck NFT」（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。お客様は、本規約に同意の上、本サービスをご利用いただくものとします。本規約には、本サービスのご利用に当たり、NFT 登録ユーザーに遵守していただくかなければならない事項及び当社と NFT 登録ユーザーとの間の権利義務関係が定められております。ご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願いいたします。

第1条（適用）

- 1 本規約は、本サービス（第2条に定義します。以下同じ。）の利用に関する当社と NFT 登録ユーザー（第3条に定義します。以下同じ。）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、NFT 登録ユーザーと当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
- 2 当社が当社ウェブサイト（第3条に定義します。以下同じ。）上で随時掲載する「Coincheck NFT 取引説明書」、ガイドライン、ポリシー、注意事項その他の個別規程等は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 NFT 登録ユーザーは、本規約の内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。

第2条（本サービス）

- 1 本サービスは、ブロックチェーン上のキャラクターやアイテム等の Non-Fungible Token（以下、「NFT」といいます。）を当社が指定する暗号資産と交換できる NFT 登録ユーザー間のプラットフォームです。
- 2 NFT 登録ユーザー間の交換、出品、購入等に関しては、すべて NFT 登録ユーザーの自己責任にて行っていただきます。当社は、出品者の出品が正当な権利に基づくものであること等について保証しません。また、当社は、自ら交換を行うものではなく、交換の委託を受けるものでもなく、また、交換の遂行にも一切関与するものではありません（ただし、当社が「出品者」となる場合を除きます。）。
- 3 当社が取り扱う NFT は、資金決済に関する法律第2条第5項に定義される「暗号資産」

には該当しません。従って、資金決済に関する法律第 63 条の 11 第 2 項に規定される利用者財産ではなく、当社の分別管理義務及び同法第 63 条の 19 の 2 第 1 項に規定される優先弁済の対象たる財産から除外されるものとします。また当社は、原則 NFT をホットウォレットで管理します。

第 3 条（定義）

1 本規約において使用する以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとします。

（１）「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（これらの権利を取得し、又はこれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。

（２）「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「coincheck.com」である当社が運営するウェブサイト（サブドメインを含み、また、理由を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。

（３）「登録希望者」とは、第 4 条において定義された「登録希望者」を意味します。

（４）「登録情報」とは、第 4 条において定義された「登録情報」を意味します。

（５）「NFT 登録ユーザー」とは、当社が提供する暗号資産取引口座の登録ユーザーであり、かつ、第 4 条に基づき本サービスの利用者としての登録がなされた個人及び法人を意味します。

（６）「NFT アカウント」とは、NFT 登録ユーザーが保有する NFT を当社が管理するために、当社所定の方法により開設した取引口座を意味します。

（７）「暗号資産」とは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条第 5 項に定める暗号資産を意味します。

（８）「暗号資産取引口座」とは、当社が提供する暗号資産サービスの取引口座を意味します。

（９）「発行者」とは、本サービスで取り扱う NFT を発行している者を意味します。

（１０）「商品」とは、本サービスにおいて取引の目的となるキャラクターやアイテム等の NFT を意味します。

（１１）「出品」とは、NFT 登録ユーザーが、本サービスにて、商品の取引に必要な情報を掲載・発信し、他の NFT 登録ユーザーが閲覧可能かつ NFT 登録ユーザーが商品を取引できる状態にすることを意味します。

(12) 「出品者」とは、本サービスを通じて商品を出品する NFT 登録ユーザーを意味します（当社が出品する場合もあります。）。

(13) 「購入者」とは、本サービスを通じて商品を購入する NFT 登録ユーザーを意味します。

(14) 「販売価格」とは、出品者が本サービスにおいて商品を出品する際に設定する商品の価格を意味します。

(15) 「オファー」とは、NFT 登録ユーザーが購入を希望する NFT を在庫している他の NFT 登録ユーザーに対して、当該 NFT の購入希望金額での交換を提案することを意味します。

(16) 「オファー者」とは、本サービスを通じてオファーを行う NFT 登録ユーザーを意味します。

(17) 「被オファー者」とは、本サービスを通じてオファーを受ける NFT 登録ユーザーを意味します。

(18) 「販売手数料」とは、出品者が出品した商品が購入された時に出品者から当社に対して支払われる手数料（消費税を含みます。）を意味します。

(19) 「在庫」とは、NFT を外部アドレスから当社が管理するアドレスに送信し、当社がその送信を合理的に認識し、NFT アカウントに反映することを意味します。

(20) 「出庫」とは、NFT アカウントから差し引き、NFT を当社が管理するアドレスから指定されたアドレスに送信することを意味します。

(21) 「出庫手数料」とは、当社が管理するアドレスから NFT を送信するときに当社が徴収する手数料（消費税を含みます。）を意味します。

(22) 「不正商品」とは、データ改ざん、不正なツールの使用その他の不適切な方法で作成された商品および商品を扱う商品の発行者又は取扱者の定める利用規約で第三者への譲渡等が禁止されている商品を意味します。

(23) 「利用契約」とは、第4条第3項に基づき当社と NFT 登録ユーザーの間で成立する、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約を意味します。

(24) 「外国の政府等における重要な地位」とは、外国における以下のいずれかの地位を意味します。

- ・ 国家元首
- ・ 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職

- ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職

- ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職

- ・中央銀行の役員

- ・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

(25) 「外国政府等の重要な公人 (Politically Exposed Persons) 等」とは、外国の政府等における重要な地位にある方、及び過去に外国の政府等における重要な地位にあった方を意味します。

(26) 「親族」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。以下において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの方以外の配偶者の父母及び子を意味します。

第4条（新規登録）

1 お客様が本サービスをご利用するためには、あらかじめ当社に暗号資産取引口座を開設している必要があります。

2 本サービスの利用を希望する者（以下、「登録希望者」といいます。）は、本規約に同意した上で、当社所定の情報（以下、「登録情報」といいます。）を当社所定の方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請するものとします。

3 当社は、当社の基準及び手続に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知し、この通知により登録希望者の NFT 登録ユーザーとしての登録は完了したものとします。

4 登録希望者の登録情報の内容により、追加で登録情報の提供が必要になる場合があります。

5 第3項に定める登録の完了時に、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約が NFT 登録ユーザーと当社間に成立するものとし、NFT 登録ユーザーは本サービスを当社所定の方法で利用できるようになります。

6 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。

(1) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合

(3) 第 19 条に定める者と当社が判断した場合

(4) マネー・ローンダリング、テロ資金及び大量破壊兵器の拡散に対する資金供与（以下、これらの行為を総称して「マネー・ローンダリング等」といいます。）の危険性が高いと判断した場合

(5) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

第 5 条（登録情報等の変更・追加・定期確認）

NFT 登録ユーザーは、「Coincheck 利用規約」に従って、暗号資産取引口座の登録情報等の変更、追加及び定期確認を行うものとします。

第 6 条（外国政府等の重要な公人に係る条項）

1 NFT 登録ユーザーは、以下の各号のいずれかに該当し、又は該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届出るものとします。

(1) 外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等

(2) 外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等の親族

(3) 外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等が実質的支配者である法人

2 NFT 登録ユーザーは、前項の届出事項に変更があった場合、遅滞なく当社に対して、届出るものとします。

第 7 条（登録メールアドレス及びパスワードの管理）

NFT 登録ユーザーは、「Coincheck 利用規約」に従って、暗号資産取引口座の登録メールアドレス及びパスワードの管理を適切に行うものとします。

第 8 条（手数料）

1 出品者は、当社に対し、商品交換代金に当社が別に定める料率を乗じて算出した販売手数料（消費税を含みます。）を、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項で定める交換契約の成立時に当社が指定する暗号資産で支払うものとします。

2 NFT 登録ユーザーは、当社に対し、当社が別に定める出庫手数料（消費税を含みま

す。)を、商品を当社が管理するアドレスから出庫する際に当社が指定する暗号資産で支払うものとしします。

第9条 (NFT アカウント)

1 NFT 登録ユーザーは、第4条に定める登録手続の完了により、NFT アカウントを開設します。NFT 登録ユーザーは、NFT アカウントから、本サービスを利用した取引をすることができます。但し、当社は、合理的理由に基づき、NFT アカウント内のNFTが犯罪収益に関するものであると判断した場合には、当該 NFT アカウントを含む当社の全てのアカウントを凍結することができるものとしします。

2 NFT 登録ユーザーは、本サービスを利用して取引を行うことを目的として、当社所定の方法により、当社が管理するアドレスへ当社が取扱う NFT の入庫を行うことができるものとしします。NFT の入庫は、NFT 登録ユーザーの手続の完了時点ではなく、当社が当該 NFT の送信を合理的に認識し得る時点をもって完了したものとし、当該時点をもって当該 NFT の数量が NFT アカウントに表示されるものとしします。なお、NFT 登録ユーザーが NFT の入庫の際に、当社が取扱っていない NFT を送信した場合、又は送信先を誤って送信した場合（当社が以前使用し、現在は使用していない送信先に送信した場合、又は当社が指定する送信先に、当社が指定する NFT とは異なる種類の NFT を送信した場合も含みます。）、NFT 登録ユーザーは、当社に対して、これらの NFT の返還を請求できないものとし、NFT 登録ユーザーに生じた損害について、当社は責任を負いません。

3 当社は、NFT 登録ユーザーの要求により、当社所定の方法に従い、NFT アカウントから NFT の出庫に応じます。NFT 登録ユーザーは、自己の責任において NFT の送信先を指定することとし、当社は、NFT 登録ユーザーの指図に従って送信先に対する NFT の送信の手続を行った場合には、かかる NFT について責任を免れます。また、当社は、NFT 登録ユーザーが提供した送信先の情報の正確性及び有効性について、責任を負いません。

4 当社所定の基準を上回る場合又は合理的な理由に基づき当社が別途通知した場合を除き、前項の NFT の出庫の手続は、依頼後原則として速やかに行うものとしします。

5 NFT 登録ユーザーよりお預かりした NFT に対し、新たなブロックチェーンの分岐により新たな分岐又は付与並びに暗号資産の付与が生じた場合であっても、NFT 登録ユーザーは、当社に対して、新たな NFT の付与やその取扱いを請求できないものとしします。

第10条 (本サービスの利用)

1 NFT 登録ユーザーは、有効に NFT 登録ユーザーとして登録されている期間内に限り、

本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲内で、当社所定の方法に従い、本サービスを利用することができます。

2 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備（必要なアプリケーションのインストールを含みます。）及び維持は、NFT 登録ユーザーの費用と責任において行うものとします。

3 NFT 登録ユーザーは自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

4 NFT 登録ユーザーは、本規約に違反することにより又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければなりません。

第 11 条（出品）

1 出品者は、第 12 条第 2 項で定める交換契約の成立前まで出品を取り消すことができます。なお、出品者は、交換契約成立後は当該契約をキャンセルすることはできません。

2 出品者は、不正商品を本サービス上に出品してはなりません。

3 出品者が本規約に違反した出品を行った場合、または出品者が真に交換契約を締結する意思のない出品を行ったと当社が判断した場合その他当社が不適当と判断した場合、当社は、出品者に事前に通知することなく、出品を無効とすることができます。出品が無効となった場合、当社は当該出品に対する購入を無効とすることができます。

4 出品者が、営利の意思を持って反復継続して取引を行う場合は、特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という。）における販売業者に該当する（法人・個人問わず）ため、特定商取引法の表示を行う必要があります。

5 当社は、交換契約の成立を NFT 登録ユーザーに対し保証するものではありません。

第 12 条（購入）

1 購入者は、出品者と当社が指定する暗号資産と交換することで商品を購入することができるものとします。

2 本サービス上に出品されている商品について購入者により購入ボタンが押された時点で、当該商品と当社が指定する暗号資産についての出品者と購入者の間の交換契約が成立します。購入者は、交換契約成立後は交換契約をキャンセルすることはできないものとし、いかなる理由があっても成立した取引の無効または取り消しを主張しないものとします。

第 13 条（オファー）

- 1 オファー者は、次項の交換契約の成立前までオファーを取り消すことができます。
- 2 被オファー者により承諾ボタンが押された時点で、当該商品と当社が指定する暗号資産についてのオファー者と被オファー者の間の交換契約が成立します。オファー者及び被オファー者は、交換契約成立後は交換契約をキャンセルすることはできないものとし、いかなる理由があっても成立した取引の無効または取り消しを主張しないものとします。
- 3 オファーした NFT が不正商品と判明した場合、またはオファー者が真に交換契約を締結する意思のないオファーを行ったと当社が判断した場合その他当社が不適当と判断した場合、当社は、オファー者及び被オファー者に事前に通知することなく、オファーを無効とすることができます。オファーが無効となった場合、当社は当該オファーに対する交換を無効とすることができます。
- 3 当社は、オファーの承諾（交換契約成立）をオファー者に対し保証するものではありません。

第 14 条（商品と暗号資産の交換）

- 1 交換契約が成立した場合、購入者は、出品者に対して、またオファー者は被オファー者に対して当社に預託している暗号資産と商品を交換するものとし、当該交換契約成立時点で、購入者の暗号資産取引口座の暗号資産の残高が減少するものとします。
- 2 NFT アカウント上に反映された時点で、購入者またはオファー者が当該交換契約に係る商品を、出品者又は被オファー者が当該交換契約に係る販売手数料を控除した暗号資産を取得し、購入者又はオファー者の NFT アカウントに NFT の残高が、出品者または被オファー者の暗号資産取引口座の暗号資産の残高が増加するものとします。

第 15 条（NFT の出庫）

- 1 NFT のブロックの生成状況その他の状況により、NFT の出庫が遅延する場合があります。
- 2 当社が、法令諸規則等に従い、NFT 登録ユーザーの申請内容や送信先の属性、取引内容等から NFT の出庫が不適当と認めた場合は、NFT の出庫を一時的に停止し、さらに NFT の出庫ができなくなる場合があります。

第 16 条（禁止事項）

- 1 NFT 登録ユーザーは、本サービスの利用に当たり、以下の各号のいずれかに該当する

行為をしてはなりません。

(1) 当社、又は本サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（これらの侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）

(2) マネー・ローンダリング等に関連する行為若しくはこれに類似する行為、犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為

(3) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為

(4) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為

(5) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為

(6) 広告配信等の他の NFT 登録ユーザーに対する勧誘行為

(7) NFT の二重譲渡に該当する行為又はこれを試みる行為

(8) 真に交換契約を締結する意思なく出品、購入またはオファーする行為

(9) その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為

(10) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為

(11) 同一人物が複数の NFT アカウントを開設し、又は開設しようとする行為

(12) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で NFT アカウントを開設し、又は開設しようとする行為

(13) NFT アカウントで NFT 登録ユーザー以外の NFT を出品、交換又は入出庫する行為

(14) NFT の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為

・ 行為者が直接経験又は認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること

・ 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと

・ 暴行又は脅迫を用いること

(17) NFT の交換等に関して不正の手段、計画若しくは技巧をし、又は重要な事項について虚偽若しくは誤解を生じさせる表示をする行為

(16) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で取引し、又は取引しようとする行為

(17) 当社に対し、虚偽又は故意に誤った情報を申告する行為

(18) NFT を賭博・ギャンブルに利用する行為

(19) 不正商品を入庫・出品する行為

(20) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為

(21) その他、当社が不適切と判断する行為

2 当社は、本サービスにおける NFT 登録ユーザーが前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量で、NFT 登録ユーザーに事前に通知することなく、当該 NFT 登録ユーザーが送信した情報の全部又は一部の削除又は当該 NFT 登録ユーザーの NFT アカウントを含む当社の全てのアカウントの削除若しくは停止等の措置をとることができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に起因して NFT 登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。

3 前項の定めにより NFT 登録ユーザーの NFT アカウントが削除された場合でも、当社は、当該削除の時までに NFT 登録ユーザーから受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。

第 17 条（本サービスの停止等）

1 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、NFT 登録ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

(1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合

(3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

(4) ハッキングその他の方法により当社の資産が盗難された場合

(5) 本サービス提供に必要なシステムの異常の場合

(6) NFT アカウントの不正利用等の調査を行う場合

(7) NFT の取扱がなくなった場合

(8) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

2 当社は、当社の都合により、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができます。この場合、当社は NFT 登録ユーザーに事前に通知するものとします。

3 当社は、本条に基づき当社が行った措置により NFT 登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。

第 18 条（権利帰属）

1 当社ウェブサイト及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社

にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、当社ウェブサイト又は本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。NFT 登録ユーザーは、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限定されません。）をしないものとします。

2 当社ウェブサイト又は本サービスにおいて、NFT 登録ユーザーが投稿その他送信を行った文章、画像、動画その他のデータについては、当社において、無償で自由に利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます。）することができるものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1 NFT 登録ユーザーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 NFT 登録ユーザーは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 NFT 登録ユーザーが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、NFT 登録ユーザーとの取引を継続することが不適切である場合には、NFT 登録ユーザーは当社から請求があり次第、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

4 前項の規定の適用により、NFT 登録ユーザーに損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、NFT 登録ユーザーがその責任を負うものとします。

第20条（登録取消等）

1 当社は、NFT 登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該 NFT 登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、NFT 登録ユーザーとしての登録を取消し、又は本サービスの利用契約を解約することができます。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合

(2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した若しくは虚偽である可能性があるとして当社が判断した場合

(3) 当社、他の NFT 登録ユーザーその他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合

(4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合

(5) 暗号資産取引口座を解約した場合

(6) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

(7) 営業の廃止、変更、譲渡、又は解散の決議をしたとき

(8) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき

(9) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合

(10) 租税公課の滞納処分を受けた場合

(11) 死亡した場合

(12) 当社からの連絡に対して応答がない場合

(13) 第19条第1項各号又は同条第2項各号に該当する場合

(14) NFT 登録ユーザーが当社若しくは当社従業員に対して、社会通念上不適切な言動を行った場合

(15) 当社が本人確認に応じるように求めたにもかかわらず、これに応じない場合

(16) 当社が NFT 登録ユーザーについてマネー・ローンダリング等の危険性が高いと判断した場合

(17) その他、当社が NFT 登録ユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合

2 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、NFT 登録ユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

3 第1項各号のいずれかの事由に該当した場合で、登録取消の場合、当社は NFT 登録ユーザーに事前に通知することなく、当社所定の時点で、NFT アカウントに残高として表示されている全ての NFT を交換できるものとします。

4 当社は、本条に基づき当社が行った行為により NFT 登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。

5 NFT 登録ユーザーは、当社所定の方法で当社に通知することにより、自己の NFT 登録ユーザーとしての登録を取消し、本サービスの利用契約を解約することができます。

6 本条の定めにより NFT 登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し又は NFT 登録ユーザーとしての登録を取消し、本サービスの利用契約を解約した場合（ただし、前項の場合を除きます。）でも、当社は、当該 NFT 登録ユーザーにその理由を明らかにする義務を負わないものとします。またこの場合、当社は、当該停止又は取消の時までに NFT 登録ユーザーから受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。

第21条（免責）

1 当社は、NFT 登録ユーザーに対し本規約において規定されていない事項についていかなる保証も行わないものではありません。

2 当社は、NFT の交換の場を提供するサービスを行うものであって、成立した交換契約において無効、取消、解除その他契約の成立又は有効性を妨げる事由がないことについて何ら保証するものではありません。

3 NFT 登録ユーザーは、本サービスを利用することが、NFT 登録ユーザーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、NFT 登録ユーザーによる本サービスの利用が、NFT 登録ユーザーに適用

のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

4 NFT 登録ユーザーは、本サービス又は当社ウェブサイトに関連して NFT 登録ユーザーと他の NFT 登録ユーザー又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等について自己の責任において処理及び解決するものとします。

5 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更がないことを何ら保証するものではありません。また、NFT 登録ユーザーは、NFT 登録ユーザーによる NFT 登録ユーザーのメッセージ若しくは情報の削除若しくは消失、NFT 登録ユーザーによる NFT 登録ユーザーの登録の取消又は NFT 登録ユーザーによるデータの消失若しくは機器の故障、損傷等について、自己の責任において処理及び解決するものとします。

6 当社は、当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報についていかなる保証も行わないものとします。

7 当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みます。）がないこと、並びに安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性および特定の目的への適合性を明示的にも黙示的にも保証していません。

8 当社は、NFT 及び暗号資産に対する法律、政令、法令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制（以下「法令等」といいます。）若しくは関連した所得税及び消費税を含む税制の将来の制定又は変更がないことを何ら保証するものではありません。

9 当社は、交換が成立した場合であっても、システム異常又はその他の原因で誤って交換が成立したとき又は実勢価格と明らかに乖離した価格で交換が成立したとき又は不正利用等と当社が判断した場合により交換が成立したときは、当社が当該交換を取消することができるものとします。

10 当社は、NFT 及び暗号資産に対する法令等又は関連した所得税及び消費税を含む税制の将来の制定又は変更の効力が過去に遡及した場合に、これにより NFT 登録ユーザーに損害が発生しないことを何ら保証するものではありません。

11 当社は、購入者、出品者、オファー者、及び被オファー者の国内外の税務上の取り扱いについては、購入者、出品者、オファー者、及び被オファー者の責任で確認・履行すべきものであり、何ら保証するものではありません。

12 当社は、NFT 自体の価値、安定性及び適法性につき、いかなる保証を行うものではありません。

13 NFT 登録ユーザーよりお預かりした NFT に対して新たな暗号資産や NFT の付与等が生じた場合であっても、当社の判断により付与されない場合や付与に制限が生じる場合等

があることを理解し、当社の判断に異議を申し立てないものとします。

14 前各項の規定にかかわらず、当社が提供するサービスに起因して、当社の責めに帰すべき事由により、NFT 登録ユーザー（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合以外の個人に限ります。）に対して、その損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社が負う損害賠償の範囲は、当社の行為を直接の原因として現実に発生した損害に限定され、かつ、損害の事由が発生した時点から遡って1ヶ月の間に NFT 登録ユーザーから現実に受領した第8条に定める手数料の総額を上限とします。

15 第1項から第13項までの規定にかかわらず、当社が提供するサービスに起因して NFT 登録ユーザー（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合に限り、消費者契約法の適用のある場合を除きます。）に損害が発生した場合でも、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該 NFT 登録ユーザーに対して、責任を負わないものとします。

第22条（秘密保持）

1 本規約において「秘密情報」とは、本規約又は本サービスに関連して、NFT 登録ユーザーが、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、(1) 当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2) 当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5) 当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。

2 NFT 登録ユーザーは、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。

3 第2項の定めにかかわらず、NFT 登録ユーザーは、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。

4 NFT 登録ユーザーは、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全

ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第 23 条（本規約等の変更）

- 1 当社は、本サービスの内容を任意に変更できるものとします。
- 2 当社は、本規約（当社ウェブサイトに掲載する本サービスに関する説明書、ガイドライン、ポリシー、注意事項その他の個別規程等を含みます。以下本項において同じ。）を変更できるものとします。
- 3 当社は、本規約を変更する場合には、本規約を変更する旨、当該変更内容及び当該変更の効力発生時期を通知するものとし、効力発生日以降に、NFT 登録ユーザーが本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に登録取消の手続きをとらなかった場合には、NFT 登録ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

第 24 条（通知等）

- 1 本サービスに関する問い合わせその他 NFT 登録ユーザーから当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から NFT 登録ユーザーに対する連絡又は通知は、当社所定の方法で行うものとします。

第 25 条（API 利用について）

発行者が、本サービスを利用するにあたって、API 接続する場合は、別紙「API 利用について」にしたがって、利用するものとします。

第 26 条（本規約の譲渡等）

- 1 NFT 登録ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- 2 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに NFT 登録ユーザーの登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、NFT 登録ユーザーは、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 27 条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 28 条（協 議）

当社及び NFT 登録ユーザーは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

2022 年 9 月 12 日

コインチェック株式会社

(別紙)

「API 利用について」

1. 当社は、本規定及び当社の定める諸条件の下で、本サービスを利用する NFT 登録ユーザーに対して、当社が開発し著作権を有するアプリケーションプログラミングインターフェース（以下、「本 API」といいます。）の仕様等の情報を当社ウェブサイトにおいて開示し、①出品者が本サービスにおいて NFT を出品するための情報を入力するための環境②出品した商品の交換に関する情報を提供します。

2. NFT 登録ユーザーは、本 API を利用する場合にあっても、本サービス又は本 API の知的財産に関するいかなる権利も取得するものではなく、すべての権利は当社に留保されるものとし、NFT 登録ユーザーは、本 API を NFT を出品するための情報を入力するため、及び出品した商品の交換に関する情報を確認するためのみに利用するものとし、本 API を第三者に譲渡、貸与等することはできません。

3. 当社は、NFT 登録ユーザーの本 API の利用について、誤り、エラー、バグ又は提供の中断がないこと、並びに信頼性、正確性、有用性及び完全性を保証するものではありません。本 API の利用に起因して、NFT 登録ユーザーその他第三者に損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。

4. 当社は、本 API の内容を、NFT 登録ユーザーへの事前の通知なくして変更することがあります。NFT 登録ユーザーはあらかじめこれに同意するものとし、NFT 登録ユーザーに不利益または損害が発生したとしても、当社はその責任を負わないものとし、当社は本 API を、当社が適切と判断する予告期間において停止または廃止することができます。停止または廃止する場合には、当社ウェブサイト上で告知するものとし、当社が、この手続を行った後に本 API を停止または廃止した場合には、当社は NFT 登録ユーザーに対して一切の責任を負わないものとし、

以上